

# 産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

## ～公務編～のご紹介

### 第1回 東京都環境局の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第1回は、事例集の中から東京都環境局の取組事例を一部抜粋し掲載します。

#### はじめに

東京都環境局は(公財)東京都環境公社(以下「公社」という。)、(一社)東京都産業資源循環協会(以下「東産協」という。)と連携し、令和3年度から排出事業者に対して電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成し、認定する事業を実施する等、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

#### 1 取組みの概要・実績

##### ○ 目的

- 電子マニフェストの普及を通じて、排出事業者責任を徹底し不適正処理の防止を図るとともに、廃棄物処理業界におけるデジタルトランスフォーメーションを推進する。

##### ○ 事業スキーム

- 事業の実施に当たり、東京都環境局、公社、東産協の三者が協定を締結。
- 三者で連携して、電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成、認定。
- 認定されたアドバイザーが、電子マニフェスト未加入の排出事業者に対して、パソコン等を活用しながら、電子マニフェストの操作方法の説明や導入のメリット等の説明を行い、加入を促進。

##### ○ 予算規模

- 約1,000万円(令和3年度)

##### ○ 実施期間

- 令和3年度及び令和4年度の2ヵ年

##### ○ 三者の役割

【東京都環境局】事業全体の進捗管理、事業実施のための必要経費の負担等

【公社】講習会等の実施によるアドバイザーの育成、事業実施に係る備品の調達及びアドバイザーへの貸与に係る調整等

【東産協】会員への本事業に係る周知、参加事業者の募集及び公社への推薦等

##### ○ アドバイザーについて

- アドバイザーは、優良な産業廃棄物処理業者を認定する東京都環境局の「第三者評価制度」により産廃エキスパートに認定された企業で、かつ東産協が推薦する協会員が対象。
- 東産協から推薦された会員企業は、公社が開催する「電子マニフェスト普及促進事業アドバイザー育成講習会」(講習会は対面及びWEB形式で開催)を修了することにより、東京都環境局から普及促進アドバイザーとして認定を受けることができる。認定後は、東京都環境局から認定証を交付される。(図)
- アドバイザー育成講習会では、アプローチすべきポイント等の共通認識を図るため、JWセンターからの講師による説明枠を設けた。

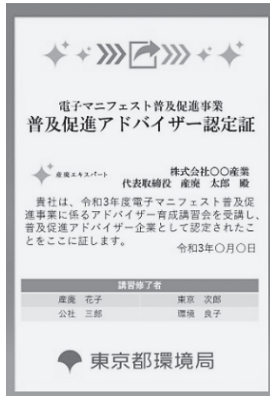


図 普及促進アドバイザー認定証

### ○ 取組実績

- ・令和3年度は21社の普及促進アドバイザーを認定し、令和3年12月末時点で、排出事業者約500社に対して普及促進活動を実施した。

## 2 取組みを始めたきっかけ

- ・電子Manifestには産業廃棄物の排出事業者責任を徹底し、不適正処理の防止に効果があることはもとより、デジタルトランスフォーメーションが推進されることにより、産業廃棄物行政の事務的な面等において、以下に示すメリットが期待されることから、普及促進の取組みを進めている。
  - ① 監視業務の効率化・不適正処理の原因究明の迅速化
  - ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受付・集計に係る事務の簡素化
  - ③ 新型コロナウイルス感染症対策
- ・上記の他、東産協から東京都環境局あてに、令和3年度予算について、処理業者の事務の効率化・合理化を図るため、電子Manifestの普及促進に関する要望があった。

## 3 取組みを進めるにあたり苦労したこと

- ・普及促進アドバイザーになるための講習会について、普及促進アドバイザーが排出事業者にどのような説明を行えば電子Manifestの普及促進につながるか、講習内容の調整に苦慮した。現在は、先進的な導入事例の紹介に加え、JWセンターが

作成した電子Manifestの導入に関するリーフレットを用いて、導入した際のメリットや、パソコンを用いた操作画面の説明を行う等、経営層向けにも実務者向けにも活用できる内容にしている。

- ・新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する中で、普及促進アドバイザーが排出事業者を訪問することが難しくなったため、訪問以外の方法でも導入支援が行えないか、実施方法の調整を行う必要があった。現在は、メールやWEB会議での周知など、普及促進アドバイザーが実情に応じて伝え方を創意工夫し、取り組んでいる。

## 4 取組みの効果

- ・普及促進アドバイザーによる導入支援の結果、電子Manifestを導入した排出事業者や、導入の検討を始めた排出事業者が増えている（実績数値は今後集計予定）。
- ・電子Manifest普及促進事業は官民連携で実施した事業のため、事業概要を東京都環境局のホームページ<sup>※</sup>や業界団体の機関誌に掲載することにより、電子Manifestの導入に向けた機運が高まった。また、本事業のように官民連携で電子Manifestの普及促進に取り組んでいる例は少ないため、モデルケースとして他の自治体に参考にしていただいた。

### ※ 参照URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_waste/e-manifest.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/e-manifest.html)

## 5 電子Manifest普及促進に係るその他の取組みについて

- ・排出事業者及び処理業者向けの各種講習会における普及促進
- ・庁内職員に向けた契約適正化講習会における普及促進